

第 1 1 回南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討会要録

日時・場所	平成23年7月23日（土） 17：00～19：00 第五小学校視聴覚室	
出席者	委員	11名（欠席3名）
	市	高橋都市建設部長、（事務局）土屋都市計画課長、都市計画課職員3名
次第	1. 開会 2. 議事 （1）安全・安心のまちづくりのための対応について ・意見全体の集約 （2）その他 3. 閉会	
議 事		
次第1 開会		
座 長	・ 本日の出席状況報告。本日は委員14名中10名の出席、1名の委員から遅刻の連絡があった。欠席の委員は3名、うち1名の委員からは連絡がない。定足数に達しているので、会議は成立している。 ・ 前回の会議要録は事前に配布している。内容について修正等があれば、本日頂きたい。 ・ 一部修正し、要録は各委員の名前を削除した上で、市ホームページに掲載する。	
次第2 議事（1）安全・安心のまちづくりへの対応について ・意見全体の集約		
座 長	・ 配布資料の確認を事務局にお願いする。	
事務局 （都市計画課長）	・ 資料確認・説明。 資料1 第10回検討会までに出された意見（まとめ） 資料2 南沢五丁目商業施設周辺図（意見入り） 資料3 最終報告書の構成（案）	
座 長	・ 資料3は具体的な報告書の構成（案）なので、後で説明する。 ・ 議事（1）安全・安心のまちづくりへの対応についての最終報告に向けて、意見の取りまとめに入る。資料1の各項目に追加したい点や見直した方が良いと思われる点など、意見を頂きたい。 まず、交通対策について意見を頂きたい。	
委 員	・ 資料1、1ページの下から5項目目に「ひどい渋滞が予想されるときは、広域的に来店車両を規制する措置も必要だ」とある。具体的に誰がいつ、どこで、何をやるか、妙案はあるか。 例えば、事業者あるいはテナントが広告の配布範囲をコントロールすれば、ある程度来店車両を抑制することができるのではないか。	
委 員	・ 交通の規制と言うが、規制をかけられるのは警察だけだ。事業者のためだけに、何かしようということは、できないと思う。 来店車両や荷さばき車両だけではなく、一般車両等の利用も念頭に置いて公道を規制していくとしたら、警察しかない。	

	事業者に交通誘導員を配置させるなどいろいろ考えているが、警察でないと規制はできない。
事務局 (都市計画課長)	・ 報告書の内容について、当然どのような対策が取れるのか警察と協議をしていく。今言われたように、警察の協力が必要な部分については、当然協議を行っていくことになると思う。 ・ 仮に、一方通行規制等について考える必要があれば、警察でそういう対策がとれるのか、またそういう規制がかけられるのか、そのあたりも併せて検討してもらうことを考えている。 地域の意見として出されているので、警察でも検討して欲しいと言う事は言えると思う。 ・ 逆に、地域で一方通行規制されると困るということであれば、事業者对生活道路へ来店車両が入らないよう「お願い看板等」を持った警備員を配置させるなどして、法的規制によらない対応策を講じるようになると思う。
座 長	・ 警察などとの協議をすることを前提に、地域住民側の要望として明記しておくことでよいか。
事務局 (都市計画課長)	・ 構わない。
委 員	・ 簡単に規制をかけてもらえるとは思わないが、意見を出すことはいいと思う。
座 長	・ では、検討会で出された意見の実現に向けて、警察や事業者と市で協議してもらうこととする。
委 員	・ 商業施設が開店して1か月位が勝負だと思う。それを過ぎると、だんだん混み具合が分かってきて、落ち着くところに落ち着くと思う。 警察には、少なくとも最初の1か月位は、交通について考えてもらわないといけないと思う。
座 長	・ 最近、自転車の一方通行を警視庁で検討しているという記事を見た。 五小通りでは、一部歩道から車道にはみ出して自転車が走行している。かなり危険なため、部分的にでも自転車の一方通行規制ができないのかと思った。それにより、行き交う自転車が車道に出なくて済み、危険を回避できる。 ・ 今の状態と開店後では、想像以上に交通の状況は変わるだろう。 車だけ一方通行規制するのではなく、自転車に対しても一方通行規制できれば、歩行者と自転車の接触事故は少なくなっていくと思う。そのあたりが可能かどうか、少し考えてもいいかと思う。
委 員	・ 自転車は、法的に道路の左側を走ることになっている。しかし、実際は、どこでも平気で走っている。 自転車は、原則的には歩道を通ってはいけないことになっているわけだし、できる範囲で自転車の一方通行規制することはいいと思う。
座 長	・ 不便を感じる方もいるかと思うが、どうしても一方通行を逆に通りたい場合は、自転車を押して歩行者として歩けばいいし、そのところを徹底できれば、トラブルは減るのではないかな。

委 員	- 資料2の⑭について、現在のところは、住民が路上駐車をみつけるとすぐ警察に通報するため、路上駐車はほとんどない。路上駐車の防止は、周囲の目も大切だと思う。 - 商業施設は非常に大きく、想定外のことばかりで、委員の皆さんが思っているよりもっと大変だと思う。
座 長	- そのためにも、想定外の事態などに対応できる「窓口」を設けるよう、要望の中に入れていきたい。 - 現在、未開通の市道110号線で子どもたちがスケートボードをやったり、夜騒いだりしているため、パトロールしてほしいという要望等がかなり出ている。広い場所があれば、子どもたちはそこで騒ぎたいのは当然である。 悪いことばかりしているわけではないけれども、近隣に迷惑をかけているということがある。現状でもそうなので、開店したらどうなるのとも思ったが、事業者によると、商業施設には警備員がおり、子どもたちに対してきちんと注意をしていくとのことである。 - 次に、周辺環境について意見を頂きたい。
委 員	- 日生住宅は、五小通りの南側だけでなく、北側も入っている。南側だけでなく、北側も含めて考えてもらえるようにしてもらいたい。 - 五小東側の道路から、わかくさ学園を通り、南沢通りに抜ける道路も非常に細いので危険だ。
座 長	わかくさ学園から五小のところに出てくる道は、意外と通り抜けをする人がいる。また、道が曲がりくねって危険な部分がある。
委 員	- ひばり保育園だった場所がわかくさ学園になったことにより、就学前の障がいのある子どもたちが通ってくる道なので、いろいろな危険をはらんでおり、地域の方がとても目を配っているが、交通には特に注意が必要だと思う。 また、五小東側の角も隅切りをしたが、やはりどうしてもすれ違いができなくなってしまう場合もある。あそこは危険な場所であり、交通擁護員に立ってもらっている。知っている人は通り抜けすると思う。 - 五小西側の細い道路も知っている人は通る。あそこも車のすれ違いができず、危険な場所である。
座 長	そういう場所は周辺生活道路として配慮してもらおう場所になる。
委 員	日生住宅内は、今のところすごく静かなところなので、開店後の住宅内の交通について心配されている方が多い。 また、騒音や振動のほか、ダクトからの排気の流れを心配している方もいる。
座 長	日生住宅内の車の通り抜けを防止してもらいたいとのことだが、自転車についてはどうか。
委 員	自転車と衝突した年配の方もおり、自転車も危険だという声もある。
座 長	自転車は通行できないわけではないので、自転車の方にも注意して通行してもらうよう周知する必要がある。
委 員	そのため、そのような場所では、自転車から降りて歩いてもらうなど、マナーを

	守ってもらいたいし、自転車に声掛けをする交通擁護員のような方を配置する必要もあるかもしれない。
座 長	・ 新聞に載らないが、自転車事故は頻繁に発生しており、更にひどくなることが予想されるので、この点については考えていただきたい。
委 員	・ 資料1、5ページの下から3項目「商業施設から学校内を覗くことができないよう配慮する」とあるが、覗かれたくないのは周りの家などの建物もそうだ。 フォレストレイクでも商業施設に面して3階建の建物が建っている。おそらく商業施設の2階か3階ぐらいに窓があったら、視線がちょうど合ってしまう。 そうしたことに對しても、配慮してもらいたい。
座 長	・ 学校だけでなく、近隣住宅に対しても配慮することを付け加えるということか。
委 員	・ そのとおりである。
座 長	・ 高い所からだとかの中を覗けてしまうので、建物の建て方、目隠しの仕方等、配慮が必要となってくる。 ・ 環境に関しては何かあるか。
委 員	・ 資料1、7ページの下から2項目「環境影響評価の予測値は、～東3・4・18号線が開通しなかった場合の検討をしておくべきである」とあるが、事業者の考え方は現在どうなのか。 同じく下から1項目に「頻繁な出入りを伴う施設が立地していないこと」とあるが、事業者はどうクリアしたのか
事務局 (都市計画課長)	・ 東3・4・18号線の整備は東京都の事業であり、開通時期などについて、まだはっきりしていない状況である。 事業者は、開通しない場合の迂回的な交通回についても検討しているところである。 ・ 「頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないこと」ということについては、小学校の校地選定時の留意事項である。頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していない場所が校地として相応しいとして、文部科学省が指針を出している。 これは、小学校が建っているから商業施設が立地できないという法規制ではない。しかし、そういうことを念頭に置いて事業者は計画を進めるべきであるという意見も頂いていることから、事業者はそのことを十分認識した上で、対応策や計画を考えていくことになる。
座 長	・ 防犯・青少年非行防止対策について。 先ほど、商業施設から学校内や近隣住宅を覗けないようにと、最近は子どもたちの盗撮があることから、プライバシーの部分について注意してほしいという意見が出された。ほかに、子どもに対して気になることがあれば言ってもらいたい。 ・ 子どもが制服姿や通学カバンを持ったままで買い物したり、施設内を歩いていたら、事業者の声掛けをしてほしい。学校でも注意してもらいたい、事業者にも子どもを見守ってもらうことが大事だと思う。
委 員	・ 幼児連れ去りの対策も取ってもらいたい。
都市建設部長	・ 連れ去りかどうか、第三者が判断するのは難しい。私服、制服の警備員が巡回し、

	不審者を発見したら対応していくことになると思う。
事務局 (都市計画課長)	そういったことを含めて、事業者には安全対策の中で対応してもらう。
委 員	- 報告書の内容について、事業者はビジネスだからそれなりの答えを出すだろう。一方、交通規制については田無警察署となるわけだが、現在、警察にものを言っても、職員が少ないためすぐに対応ができず、「聞き置く」というケースが非常に多い。聞き置くのではなく、こういう席に来てもらって、直接答えてもらうことは難しいのか。 - 警察に来てもらっても、「皆さんの要望は分かった」で終わるのだと思う。しかし、紙で提出するだけなのと、実際に目の前に問題を置いて話すのとでは、相手の受け止め方は違ってくるのではないか。そういう意味で、効果がどれくらいあるか分からないが、なんとか、我々から直接警察に意見が言える機会を持てないだろうか。
事務局 (都市計画課長)	警察から書面での回答をもらうことは難しいと思うが、いずれにしろ、警察も安全・安心を進める立場にあるのだから、それを踏まえて対応してもらえるものと考えている。
委 員	学園町自治会では、ひばりが丘団地のところの信号機設置の際、警察に現地に来てもらうよう依頼したところ、実際に警察が来てくれた。そして「ここにミラーは設置できないか」とか、危険な場所を自治会・警察共に確認した。 直接会って話をするすることで、交通問題についてきちんと伝えたと感じるができるのである。だから、検討会に来てもらい「あなたたちの話は聞いた」と言ってもらうだけでもいいのである。
座 長	この報告書の内容について、警察と市が協議をするのだと思うが、ある程度期間をおいてから、可能であれば直接警察と話をする機会を設けてほしい。 交通規制など警察で検討してもらうことが多いので、そういう時間を取ってもらい、みんなの心配事を伝えたい。役所間の折衝とは違った言葉で伝えられると思う。
委 員	田無警察署に言えば、すぐ実現するとは思っていない。ものを言う機会を設けてもらいたいということである。
都市建設部長	警察と相談する。
座 長	住民は警察と話す機会が減多になく、また、紙面からは伝わらないこともある。すぐにとは言わないが、ぜひ実現できるようお願いしたい。
委 員	商業施設から覗きこまれないようにという話があったが、以前検討会で武蔵村山の商業施設の見学に行った際、近隣住宅との関係を確認したところ、商業施設の住宅側には窓がなかったように思える。 大きな建物で壁面に窓がないと、住民にとっても、いい雰囲気ではないと思う。人の背丈が届かない位の位置に窓を付ければいいのか。壁だけ見てもつまらない。
座 長	あかり取りのような窓か。
委 員	身長が届かなければ、あかり取りでも何でもいい。飾り窓である。そういうのが設計上必要な気がする。

委 員	事業者としても、地域住民から「お宅の建物から覗かれている」と言われるのはイメージがよくないだろうから、配慮するだろう。
座 長	- では、報告書にその旨を記載し、事業者に配慮してもらうことにする。 - 防災対策について何かあるか。
委 員	深夜まで営業する商業施設で、母親が夜遅くまで働いている場合、その子どもが道を誤る場合があるとのことである。 雇用が増えるのはいいことだが、それが悪い例に結びつかないよう、事業者は、従業員の家庭環境がどのようなになっているか管理することも必要だと思う。
委 員	その他について。 資料１に、年２回くらい話し合いに応じてほしいとあるが、完成後に多岐に渡って問題点が生じることもあるかと思うので、青少協、ＰＴＡのほかに、地域住民、事業者、行政、警察、あらゆる面から参加してもらうような会にしてもらいたい。 信号は警察であったり、標識は市であったり、商業施設の中のことは事業者だし、もしかしたら地域住民である私たちができることがあるかもしれない。話し合いを個々でやるのではなく、一堂に会してすべきだと思う。
座 長	- その部分を追加してもらいたい。 - 資料３について、事務局から説明願いたい。
事務局 (都市計画課長)	資料３説明。
座 長	まとめ方については、中間報告に準じたかたちでやっていきたい。今日のまとめを基に、最終報告を作成する。 今日出た意見のほかに、これはぜひ、というものがあれば、事務局に連絡すればいいのか。
事務局 (都市計画課長)	追加の意見があれば事務局に連絡いただき、最終報告に盛り込める内容だったら盛り込みたい。
(２) その他	
事務局 (都市計画課長)	- これから最終報告書案を取りまとめていくが、それにあたっては正副座長と調整したい。次回の検討会では、その調整後の案を基に検討してもらう。 【開催日程について説明・調整】 ８月２０日の土曜日、午後６時から、場所はここでということで話がまとまったが、それでよいか。
委 員	(異議なし)
事務局 (都市計画課長)	９月が最後の検討会になるが、９月は議会月のため日程を確定できない。次回の検討会では日程調整できるようにしておく。皆さんには、９月に報告書の最終確認があることを覚えておいてほしい。なるべく、土曜日のこの時間で考えている。 - 次回、もし最終報告書案に修正がなければ、最終回では最終報告書を用意して、市長に直接手渡すことも考えたい。
座 長	では、次回の様子を見て、最終回の日程調整をする。
次第３ 閉会	